

四国経済産業局における製品安全法令違反への対応状況（令和6年度）

経済産業省においては、製品安全4法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テスト及び計画的立入検査により見いだされた違反に対応するほか、事業者からの自主報告、第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都道府県による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生したときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置を行うこととしています。

そのうち、令和6年度に当局が対応した事案（消費者に危害を及ぼすおそれがない事案を除く）の概要は以下のとおりです。

（※）製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

1. 概要

令和6年度に当局が対応した事案は1件です。本事案は、一般消費者に危害を及ぼすおそれが低かったため、事業者に対し、産業部長名の文書による注意を行い、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しました。

2. 個別の事案

〔消費生活用製品安全法〕

	品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
1	乗車用ヘルメット (輸入事業者)	試買テスト	<ul style="list-style-type: none">・ 無表示販売（法第4条）・ 技術基準不適合（法第11条第1項）・ 自主検査不備（法第11条第2項）・ 紛らわしい表示（法第13条）	再発防止対策の実施